

(案)
役務契約書（単価契約）

発注者と受注者とは各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書、仕様書及び、役務契約約款によって、役務契約に関し、以下のとおり契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

案件名称	デジタル保守点検業務
案件内容・仕様	別紙「仕様書」のとおり
契約金額 (税込み)	金　円 (うち消費税及び地方消費税相当額　円)
納入期限	令和9年3月31日
契約期間	令和8年　月　日～令和9年3月31日
納入場所	米代東部森林管理署上小阿仁支署
契約保証金	免除
備考	

契約締結の証として、本文書に対し発注者及び受注者が記名押印を行ったものを保存し、長期に渡って当該契約の成立及び内容を立証する。

令和8年　月　日

発注者　　秋田県北秋田郡上小阿仁村沖田面字野中376-13
分任支出負担行為担当官
米代東部森林管理署上小阿仁支署長 佐々木 弘義 印

受注者

契約内訳書

物件名:デジタル複写機保守点検業務(米代東部森林管理署上小阿仁支署)

物件名:デジタル複写機保守点検業務(米代東部森林管理署上小阿仁支署)

1 契約の目的

受注者は、発注者の使用する複写機の機能保全のために、定期及び臨時に受注者の担当社員及び技術員を派遣し、常に正常な状態で機能が作動するよう保守及び調整、消耗品の交換を行うものとする。

2 対象となる機器名及び設置場所

機器名	機種	設置場所
	カラー及びモノクロ	米代東部森林管理署上小阿仁支署

3 保守点検業務内容等

- (1) 毎月1回以上、機器の点検・調整等を実施すること。
- (2) 每月1回、カウンターの数値確認作業を実施すること。なお、3月におけるカウンターの数値確認作業は3月末日(平日)に実施することとする。
- (3) 複写機の保守調整等に必要とされる消耗品を含む各部品(用紙及びステープラー針は除く。)の費用は、「カウンター方式」による1枚当たりの単価契約とし、すべて、保守料金に含むものとする。
- (4) 複写機の保守、調整等に要する経費は、次の場合を除き、受注者の負担とする。
 - ア 発注者の故意又は取扱上の重大な過失による場合。
 - イ 受注者又は受注者の指定した者以外による改造修理及び分解を行った場合。
 - ウ 天災・地変その他これに類する災害による場合。
- (5) コピー予定枚数(月予定枚数×12ヶ月)
契約内訳書のとおり
- (6) 代金の請求
毎月の総複写枚数に契約単価を乗じた総金額を算出する。(A)
その総金額から不良コピー、テストコピー一分としてモノクロ0.3%を、カラーは0.3%を乗じた金額を控除金額として算出する。(B)
総金額(A)から控除金額(B)を差し引いた金額に消費税を上乗せした金額を請求金額とする。

4 メンテナンスサービス体制

- (1) サービス部門又は協力会社を秋田県内に保有していること
- (2) 機器が故障または不具合が発生した場合は、発生時間が午前の場合は発生日の当日までに、発生時間が午後の場合は発生日の翌平日までに、技術員を派遣し、正常な状態に回復すること。
なお、上記によらない場合は、監督職員等と協議し決定すること。
- (3) トナー等の消耗品は市販している等市場で入手可能である機種であること。